7　財産・債務

目　次

１　財産・債務の現状　・・・

１　財産・債務の現状

1　財産・債務の現状

(1)大阪市の財産・債務の現状

- ◆ 大阪市が保有する財産は、全会計で約14兆7,243億円
- ◆ 大阪市の地方債は、全会計で約2兆7，569億円、債務負担行為としては、全会計で約1兆6,533億円

■ 大阪市各会計の財産・債務の状況

会計区分		財産	債務	
			地方債	債務負担行為
一般会計		12兆　105億円	1兆9,978億円	6,612億円
政令等会計（8会計）	食肉市場事業、駐車場事業、母子父子寡婦福祉貸付資金、国民健康保険事業、心身障害者扶養共済事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、公債費	5,983億円	227億円	87億円
小　　計		12兆6,088億円	2兆　205億円	6,698億円
準公営企業（3会計）	中央卸売市場事業、港営事業、下水道事業	1兆6,104億円	6,474億円	7,389億円
公営企業（2会計）	水道事業、工業用水道事業	5,051億円	890億円	2,446億円
全会計　合計		14兆7,243億円	2兆7,569億円	1兆6,533億円

※ 端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある（次ページ以降も同じ）

副首都機能の整備と住民サービスの提供が適切に実施できるよう、事務分担や特別区と大阪府が担う役割を踏まえ、すべての大阪市の財産・債務について承継先を決定することが必要

1　財産・債務の現状

(2)一般会計・政令等会計の財産(土地・建物・工作物)

財産区分	一般会計			政令等会計		
	数量	金額	主な内容	数量	金額	主な内容
土地	4,325件 5,248ha	6兆9,244億円	道路、公園、霊園、地域集会所敷地　など (うち普通財産) 事業廃止又は利用計画のない土地、小学校跡地、市営住宅跡地など	4件 15ha	333億円	食肉市場事業会計 (土地) 10ha　113億円 (建物) 3ha　34億円 (工作物) 36件　4億円 駐車場事業会計 (土地) 5ha　209億円 (建物) 15ha　101億円 (工作物) 6件　13億円 国民健康保険事業会計 (土地) 0.1ha　10億円 (建物) 0.1ha　2億円 (工作物) －
建物	2,503件 1,281ha	1兆4,021億円	学校、保健所、市営住宅、市本庁舎、区役所、消防署、ごみ焼却工場など (うち普通財産) 事業廃止又は利用計画のない建物、保育所跡、庁舎跡など	24件 18ha	138億円	
工作物	190,046件	2兆1,009億円	道路舗装、橋りょう、門、塀、表示板など (うち普通財産) 事業廃止又は利用計画のない土地、建物の従属物など	42件	18億円	
小　計		10兆4,274億円			488億円	

1　財産・債務の現状

（2）一般会計・政令等会計の財産（物品、動産、物権、無体財産権、株式、出資による権利、債権、基金）

財産区分	一般会計			政令等会計		
	数量	金額	主な内容	数量	金額	主な内容
物品	6,110件	492億円	美術品、消防関係の物品　など	34件	0.7億円	
動産	51件	－	船舶、浮桟橋、消防用ヘリ　など	－	－	
物権	27,370㎡	－	地上権	－	－	
無体財産権	12件	－	市業務に関連して取得した著作権及び商標権	－	－	
株式	28社	7,249億円	関西電力（株）株式、関西国際空港土地保有（株）株式、大阪港埠頭（株）株式、　大阪市高速電気軌道（株）株式　など	－	－	
出資による権利	58件	2,941億円	（独法）日本高速道路保有・債務返済機構出資金、公立大学法人大阪出資、（公財）大阪府暴力追放推進センター出捐金　など	－	－	
債権	47件	1,349億円	関西国際空港土地保有（株）貸付金、大阪外環状鉄道（株）貸付金、アジア太平洋トレードセンター（株）貸付金　など	4件	19億円	母子父子寡婦福祉貸付金　など
基金	38件	3,799億円	大阪市財政調整基金、大阪市教育振興基金、不動産運用基金　など	5件	5,475億円	公債償還基金　など
合計	－	12兆　105億円		－	5,983億円	

（参考） 財産・債務の基礎数値

財産

一般会計・政令等会計

土地・建物・工作物	大阪市公有財産台帳データ（R7.3.31時点）
物品	大阪市財務会計システム物品管理データ（R7.3.31時点） （注）取得価格100万円以上のものを抽出
動産	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース （件数）
物権	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース （平方メートル）
無体財産権	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース （件数）
株式・出資による権利	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース
債権	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース
基金	R6年度決算書「R6年度大阪市財産に関する調書」ベース （基金のみ）

※処分済みのもの、償還済みの貸付金、廃止済みの基金などは除外

準公営・公営企業会計

・・・R6年度各会計決算ベース

債務

債務負担行為	R8年度各会計当初予算ベース（予算書に記載するR8年度以降支出予定額） ※支出予定額として具体的な金額の記載がないものは、合計金額に含めていない
地方債	R6年度各会計決算ベース

２　財産・債務の承継の全体概要

2　財産・債務の承継の全体概要

(1)基本的な考え方

副首都機能の整備と住民サービスの提供が適切に実施できるよう、事務分担や特別区と大阪府が担う役割を踏まえ、すべての大阪市の財産・債務について承継先を決定することが必要

◇　一般会計及び政令等会計の財産・債務を対象に、承継先を整理

【一般会計・政令等会計の財産・債務の承継について】
〇財産については、事務分担や財産の性格を踏まえながら、承継ルールを設定
〇債務負担行為については、債務の性格別に承継ルールを設定
〇地方債については、債権者保護の必要性等を踏まえながら、承継ルールを設定

財産	・行政財産については、事務分担に基づき、財産の所在特別区又は大阪府へ承継 ・普通財産等については、特別区に承継することを基本とし、大阪府には、事務分担や債務承継など大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定 ・大阪府へ承継される財産の事業終了後の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、個々の財産の状況を踏まえ、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議の上、決定
債務負担行為	・確定債務は、事務分担に基づき、事務を所管する特別区又は大阪府へ承継 ・偶発債務は、債務の内容や事務分担等により、承継方法を検討
地方債	・債権者保護の観点から、大阪府に一元化して承継

◇　大阪市全会計のうち、準公営企業及び公営企業会計に係る承継については、事務分担に基づき、各企業会計ごとの全ての財産・債務は大阪府に承継

2　財産・債務の承継の全体概要

行政財産

区分	会計	財産区分	承継ルール	
			特別区・大阪府	各特別区
財産	一般会計 政令等会計	土地・建物・工作物	事務分担に基づいて、特別区又は大阪府に承継 【特別区・大阪府双方に利用される施設は協議・調整のうえ共同利用】	財産の所在特別区 【市域外にある行政財産は近隣特別区に承継】 【受益、利用範囲が複数の特別区に広がるものや、市内に一ヶ所しかない施設で、共同利用が必要な場合は、関係特別区間で協議・調整】
		動産（船舶、浮標、浮さん橋、航空機）		
		物権（地上権）		財産に関連する特別区
		無体財産権（著作権、商標権）		
		物品（「行政財産」に分類）		財産の所在特別区

普通財産等

区分	会計	財産区分	承継ルール	
			特別区・大阪府	各特別区
財産	一般会計 政令等会計	土地・建物・工作物	特別区に承継することを基本 大阪府には、事務分担や債務承継など大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定	財産の所在特別区（処分検討地を含む） 【市域外にある普通財産は近隣特別区に承継】
		株式及び出資による権利		特別区数による均等割　※
		債権		特別区数による等分のほか、個人向け貸付金は区内の債務者数や債務額で分割するなど貸付金の内容に応じて承継
		基金		各特別区人口按分や基金・現金の性質に応じて承継（広域連合含む）

※大阪市高速電気軌道株式会社の株式は、大阪市民が築き上げてきた貴重な財産であり、特別区数による等分により各特別区が承継する。ただし、特別区設置の日の前日までに、総合的な都市交通政策の事務を担う大阪府に売却する株式は除くものとする。

2　財産・債務の承継の全体概要

債務

区分	会計	項目		承継ルール	
				特別区・大阪府	各特別区
債務	一般会計 政令等会計	債務負担行為	確定債務	事務分担に基づいて、特別区又は大阪府に承継	事務（契約等）に応じて関係特別区に承継 （広域連合含む）
			偶発債務	大阪府に承継を基本 事務分担に密接不可分なものは特別区	債務の内容に応じて関係特別区に承継
		地方債		大阪府に承継し償還、母子父子寡婦福祉資金貸付金のみ特別区に承継 （償還財源は、事務分担に基づいて、財政調整財源等により特別区又は大阪府で負担）	特別区内の母子父子寡婦福祉資金貸付金の残高に応じて承継 （母子父子寡婦福祉資金貸付金以外の各特別区の大阪府への償還財源の負担は、人口按分等）

準公営・公営企業

区分	会計	項目	承継ルール	
			特別区・大阪府	各特別区
財産・債務	準公営・公営企業会計	財産・債務　全て	事務分担に基づいて、大阪府に承継	なし

３　地方債の承継

3　地方債の承継

(1)承継ルールの考え方

◆ 事務分担のもとで、各特別区及び大阪府が新規に発行する地方債は、それぞれの判断と責任で発行、管理

◆ 一方で、発行済みの大阪市債については、債権者保護の観点から、**大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする**(ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還)

○ 市場秩序維持の観点から分割できない

⇒ 市場公募債など既に金融市場で取引されている大阪市債を回収し、「特別区債」に分割(名義変更)することは、事実上不可能。
また、債権者保護を優先し、市場の秩序維持を図る観点からも、大阪市債は一元的に大阪府に承継し、償還することが適当。

○ 財産形成につながらない地方債の取扱い

⇒ 地方債は、本来、建設事業など財産形成につながる事業の財源として発行されるが、財産形成につながらない大阪市債も発行されており、これらの各特別区ごとの債務残高を確定させることができないため、一元的に承継し、償還することが必要
(例:地方交付税の代替として発行される臨時財政対策債、減収補てん債、減税補てん債等の赤字債)

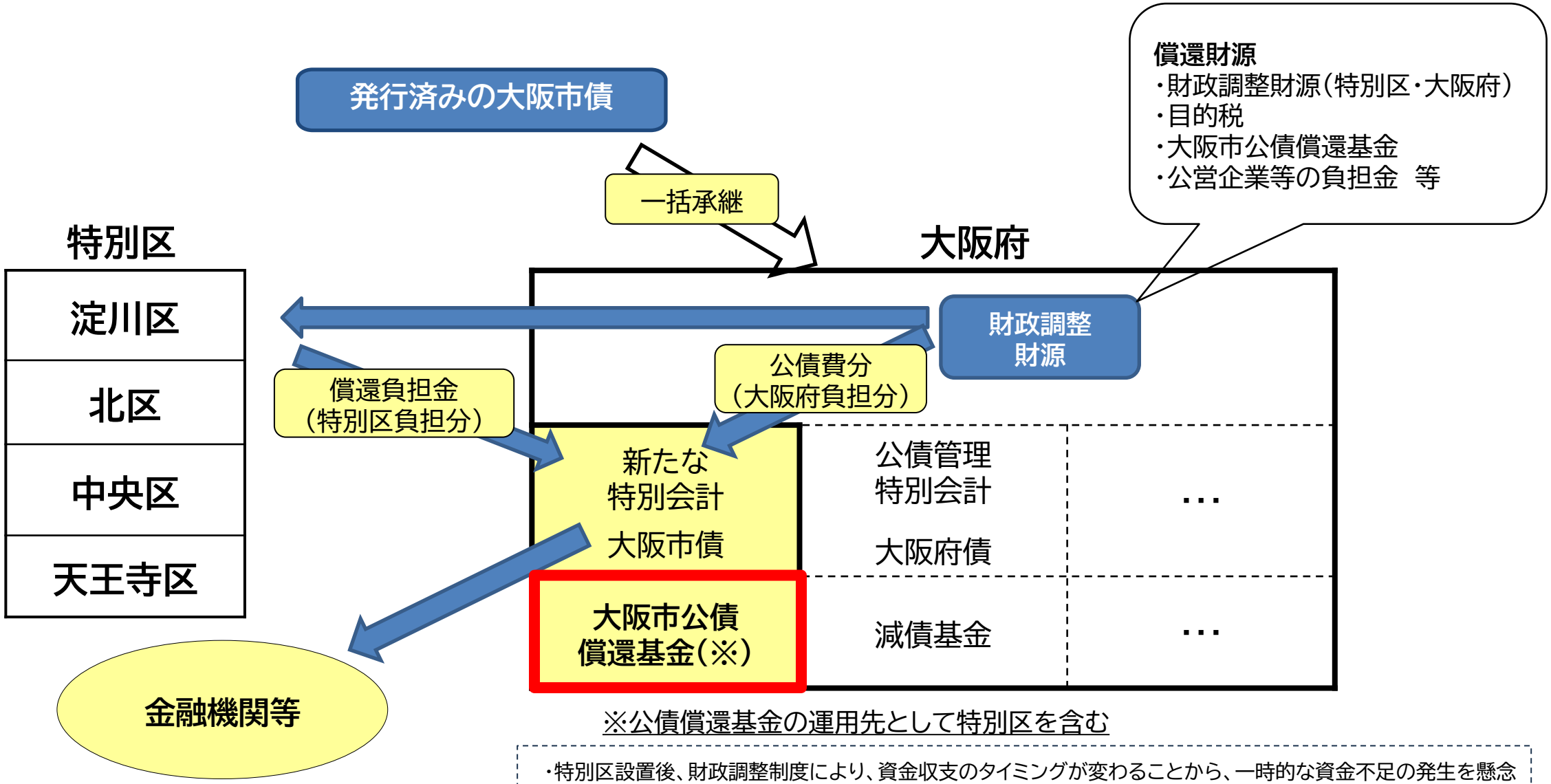
◆ 大阪市債の承継に併せて、大阪市の「公債償還基金」(基金)と「共同発行市場公募債の連帯債務」(債務負担行為)も大阪府へ承継

◆ 償還費用は特別区と大阪府の事務分担に応じた割合で負担し、財源は財政調整財源等で確保

◆ 大阪府では、承継する大阪市債に関する公債管理を独立・明確化するため特別会計を新設

3　地方債の承継

(2)大阪府に承継される地方債の償還についてのイメージ図



※公債償還基金の運用先として特別区を含む

・特別区設置後、財政調整制度により、資金収支のタイミングが変わることから、一時的な資金不足の発生を懸念
・一時的な資金不足が発生した場合、公債償還基金の運用として、特別区への貸付制度の検討が必要

４　偶発債務（損失補償）について

4　偶発債務（損失補償）について

（1）承継ルールの考え方（偶発債務の取扱い）

◆ 損失補償は、外郭団体等が金融機関から資金を調達できるようにするために、大阪市が行ってきたもの
◆ 金融機関は、損失補償での与信により、融資を実行・継続してきたもの
◆ 融資の枠組みを維持するには、同等の与信能力のある者に承継する必要があるため、事務分担に対応して承継すべきものを除き、**大阪府に一元化して承継することを基本とする**

（2）偶発債務に対する引当財源等について（考え方）

◆ 偶発債務については、一時期に多大な財政負担が生じ、財政運営に大きな影響を与える可能性があり、対応する財源をあらかじめ引き当てておくことが必要

○ 偶発債務の引当財源として、大阪市財政調整基金のうち、損失補償の債務相当額を大阪府に承継
○ 大阪府に承継する大阪市財政調整基金は、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分
○ 引当財源が不足する場合の財源捻出や特別区の負担方法などについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議
○ 偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議の上、決定
○ 外郭団体に対する大阪市貸付金についても、大阪府に承継。発生する元利償還金は、将来リスクへの引き当てとして基金に積み立て

（3）偶発債務（損失補償）の状況と承継先

【R8年4月現在】（単位：億円）

項目	損失補償の対象債務残高	承継先
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償（MDC（湊町開発センター）関係）	20	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償（ATC（アジア太平洋トレードセンター）関係）	103	大阪府
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償（クリスタ長堀関係）	45	大阪府
都市再開発融資に伴う損失補償　（注）	7	特別区

（注）「都市再開発融資」は、事業者が市街地再開発事業によって建設した建物の一部を購入する資金を大阪市と各金融機関が協調して融資する制度。この融資事業の事務分担は「特別区」であり、損失補償も融資事業と一体不可分なものであることから、「特別区」に承継

５　特別区及び大阪府への承継の姿

5　特別区及び大阪府への承継の姿

(1)財産・債務の承継の姿(全体イメージ)

※準公営企業・公営企業会計を除く
※端数処理の関係で、内訳と合計が
　合わない場合がある(次ページも同じ)

財産

一般会計　12兆　105億円	合計　12兆6,088億円
政令等会計　5,983億円	

特別区等(71.1%)　8兆9,617億円	土地・建物・工作物	7兆7,985億円
	物品	143億円
	株式・出資	6,951億円
	債権	716億円
	基金	3,823億円
大阪府(28.9%)　3兆6,471億円	土地・建物・工作物	2兆6,778億円
	物品	349億円
	株式・出資	3,239億円
	債権	653億円
	基金	5,451億円

(基金・現金の主な内訳)
・大阪市財政調整基金(2,857億円)のうち
　偶発債務の引当財源とする損失補償の債務
　168億円
・公債償還基金 5,278億円　　など

(原資)
・法人市町村民税
・固定資産税
・特別土地保有税
・法人事業税交付金相当額
・地方交付税相当額(市町村算定分)
　(臨時財政対策債を含む)

債務

債務負担行為	計6,698億円
・一般会計	6,612億円
・政令等会計	87億円

特別区等　(66.3%)	4,437億円
大阪府　(8.5%)	572億円
その他　※　(25.2%)	1,689億円

※特別区と大阪府の所管が混在するもの

地方債　計	2兆　205億円
・一般会計	1兆9,978億円
・政令等会計	227億円

特別区　(0.1%)	19億円
大阪府　(99.9%)	2兆187億円

償還財源
- 財政調整財源
- 目的税

5　特別区及び大阪府への承継の姿

（2）財産・債務の承継（一般会計・政令等会計の状況）

（財産）		特別区	大阪府	備考
不動産	行政財産	7兆4,573億円	2兆6,778億円	行政財産では、消防、港湾等関係のほか、国際見本市会場（インテックス大阪）などの産業拠点を大阪府に承継。 普通財産は特別区に承継
不動産	普通財産等	3,411億円	―	
物品		143億円	349億円	大阪府に承継する割合が高いが、その大半は消防関係の物品
株式		6,875億円	374億円	大阪府の事務分担と密接不可分な大阪港埠頭（株）株式、偶発債務関係などについては大阪府に承継
出資による権利		76億円	2,865億円	大阪府の事務分担と密接不可分な公立大学法人大阪出資などについては大阪府に承継
債権		716億円	653億円	大阪府の事務分担と密接不可分な公立大学法人大阪貸付金、アジア太平洋トレードセンター貸付金関係などについては大阪府に承継
基金		3,823億円	5,451億円	損失補償の債務への引当てとして、財政調整基金2,857億円のうち168億円を大阪府に承継。ただし、毎年度減少する損失補償相当額を、減少の都度、特別区に配分。偶発債務終了時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議 公債償還基金〔公債費会計所管〕は、大阪市債の償還財源として、大阪府に承継
合計		8兆9,617億円	3兆6,471億円	

（債務）		特別区	大阪府	備考
債務負担行為		4,437億円	572億円	契約等による確定債務は、事務分担に基づき承継。偶発債務は、事務分担に対応して承継すべきものを除き、大阪府に承継
	うち偶発債務	7億円	※（168億円）	
地方債		19億円	2兆　187億円	地方債を大阪府へ一元的に承継（母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還）。償還財源は財政調整財源等で負担

※偶発債務のうち、特定調停に伴う資金借入金に係る損失補償（MDC（湊町開発ｾﾝﾀｰ）、ATC（ｱｼﾞｱ太平洋ﾄﾚｰﾄﾞｾﾝﾀｰ）、クリスタ長堀）については、今後の支出予定額が「特定調停による所要額」となっているので、数字に含まれていない

5　特別区及び大阪府への承継の姿

(3)財産・債務の承継の姿(特別区別イメージ①)

特別区別の内訳は、次のとおり

一般会計・政令等会計ベース
人口はR7年国勢調査による

特別区別

(億円)

	淀川区	北区	中央区	天王寺区	大阪府
(1)行政財産	11,430	21,875	21,348	20,064	27,127
(人口1人当たり(万円))	(216.6)	(306.3)	(312.2)	(227.2)	(31.0)
(2)普通財産等	697	705	1,075	934	0
(人口1人当たり(万円))	(13.2)	(9.9)	(15.7)	(10.6)	0.0
(3)株式・出資による権利	1,738	1,738	1,738	1,738	3,239
(人口1人当たり(万円))	(32.9)	(24.3)	(25.4)	(19.7)	(3.7)
(4)債権	176	175	187	177	653
(人口1人当たり(万円))	(3.3)	(2.5)	(2.7)	(2.0)	(0.7)
(5)基金(※)	735	944	900	1,150	5,451
(人口1人当たり(万円))	(13.9)	(13.2)	(13.2)	(13.0)	(6.2)
財産合計	14,776	25,437	25,248	24,064	36,471
(人口1人当たり(万円))	(280.0)	(356.2)	(369.2)	(272.5)	(41.6)

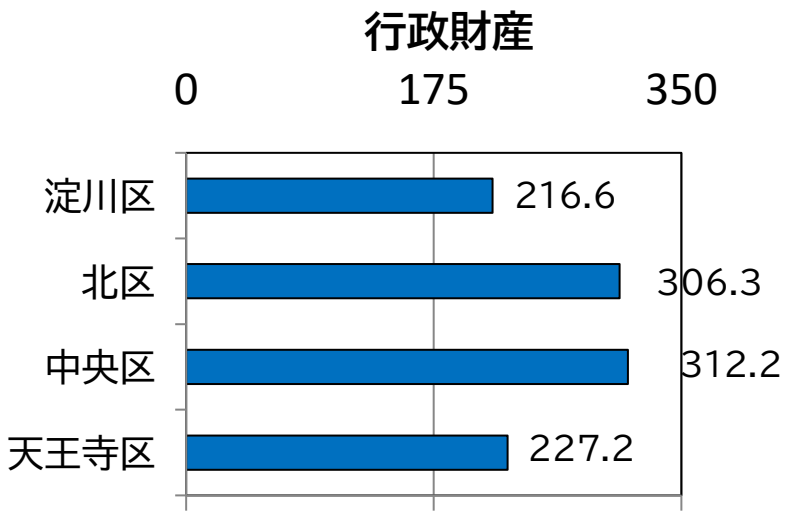
※広域連合に承継する介護給付費準備基金を除く

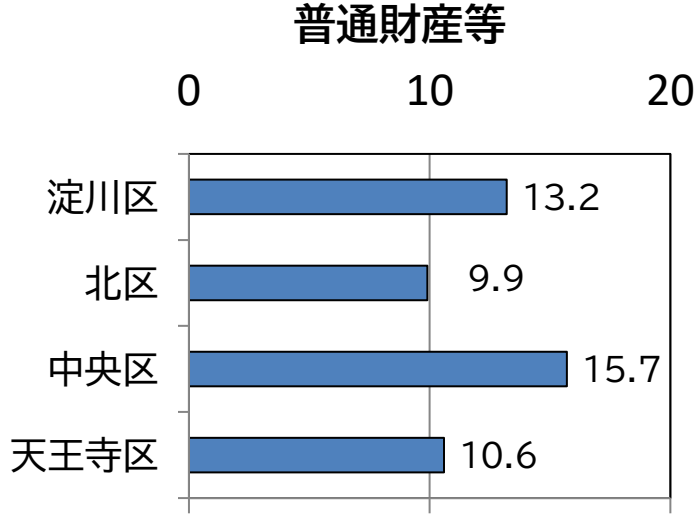
人口1人当たりの金額で見ると

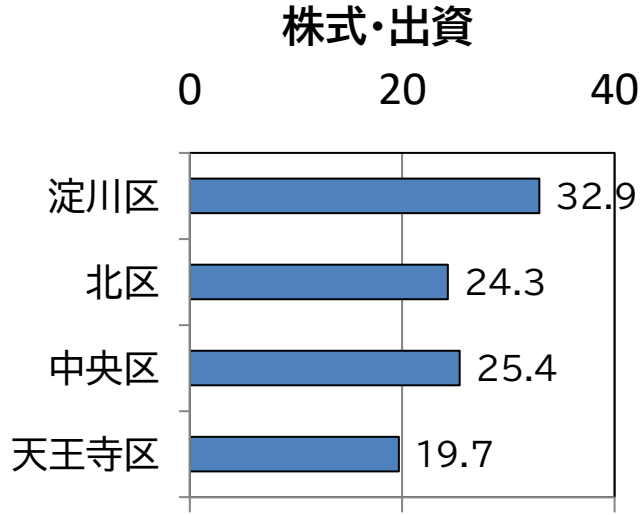
5　特別区及び大阪府への承継の姿

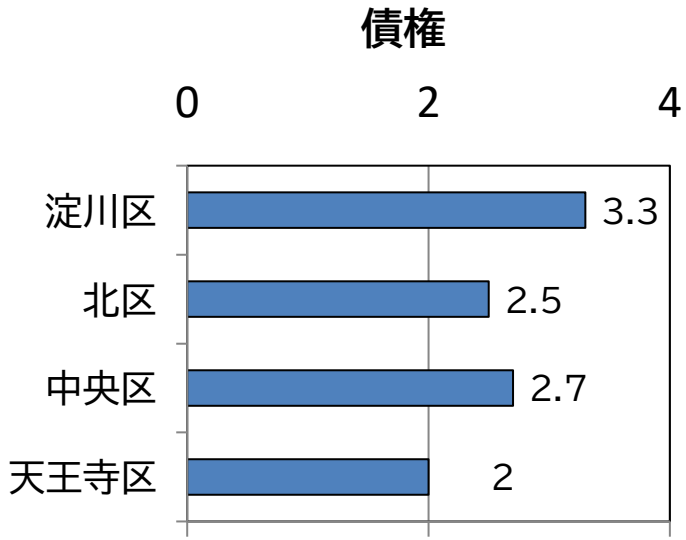
(3)財産・債務の承継の姿(特別区別イメージ②)

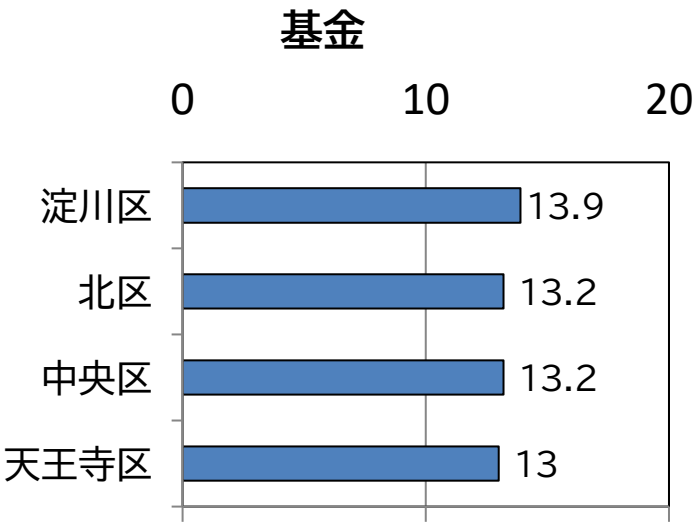
人口1人当たり財産(万円)

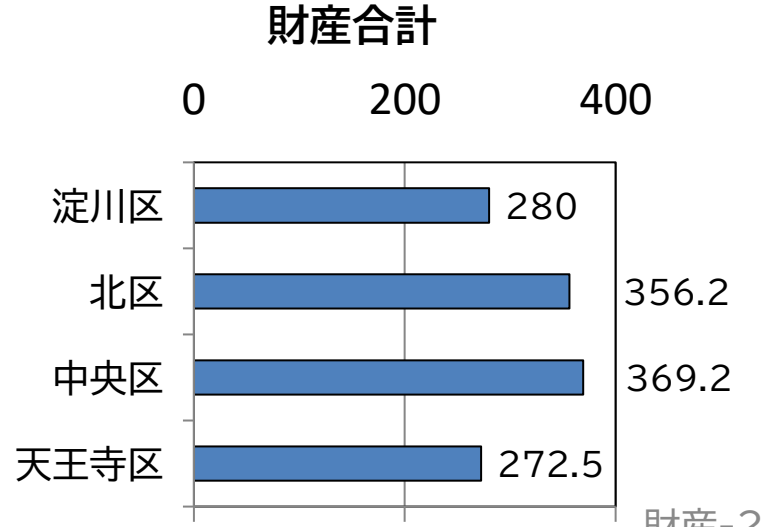












5　特別区及び大阪府への承継の姿

(4)特別区別の試算

財産

①　全体像

（億円）

	総額	特別区					大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	小計		
一般会計	120,105	14,752	25,394	25,218	24,027	89,391	30,714	―
	100.0%	12.3%	21.1%	21.0%	20.0%	74.4%	25.6%	
政令等会計	5,983	117	43	29	37	226	5,757	―
	100.0%	2.0%	0.7%	0.5%	0.6%	3.8%	96.2%	
計	126,088	14,869	25,437	25,248	24,064	89,617	36,471	
	100.0%	11.8%	20.2%	20.0%	19.1%	71.1%	28.9%	

（参考）

準公営企業会計		16,104	―	―	―	―	―	16,104	―
	中央卸売市場	734	―	―	―	―	―	734	―
	港営	3,459	―	―	―	―	―	3,459	―
	下水道	11,911	―	―	―	―	―	11,911	―
公営企業会計		5,051	―	―	―	―	―	5,051	―
	水道	4,851	―	―	―	―	―	4,851	―
	工業用水道	199	―	―	―	―	―	199	―
全会計合計		147,243	14,869	25,437	25,248	24,064	89,617	57,626	
		100.0%	10.0%	17.3%	17.2%	16.3%	60.9%	39.1%	

5　特別区及び大阪府への承継の姿

(4)特別区別の試算

②　財産の承継内訳

（億円）

	総額	特別区					大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	小計		
行政財産	101,351	11,394	21,839	21,312	20,028	74,573	26,778	―
（不動産）	100%	11.2%	21.6%	21.0%	19.8%	73.6%	26.4%	―
うち土地（件数）	3,897件	755件	749件	974件	1,076件	3,554件	343件	―
	100.0%	19.4%	19.2%	25.0%	27.6%	91.2%	8.8%	―
（面積）	5,107ha	827ha	738ha	1,169ha	1,012ha	3,746ha	1,361ha	―
	100.0%	16.2%	14.5%	22.9%	19.8%	73.4%	26.6%	―
うち建物（件数）	2,371件	462件	479件	597件	607件	2,145件	226件	―
	100.0%	19.5%	20.2%	25.2%	25.6%	90.5%	9.5%	―
（面積）	1,259ha	247ha	246ha	283ha	393ha	1,169ha	90ha	―
	100.0%	19.6%	19.5%	22.5%	31.2%	92.9%	7.1%	―
うち工作物（件数）	189,659件	25,670件	30,075件	32,359件	38,935件	127,039件	62,620件	―
	100.0%	13.5%	15.9%	17.1%	20.5%	67.0%	33.0%	―
大阪城天守閣	132	0	0	0	0	0	132	―
大規模集客施設	638	0	0	0	0	0	638	―
道路	28,599	2,672	7,126	7,277	3,304	20,379	8,220	
公園	14,147	983	3,151	3,763	1,791	9,688	4,459	
大阪公立大学	47	0	0	0	0	0	47	―
消防	703	0	0	0	0	0	703	―
港湾施設	5,920	0	0	0	0	0	5,920	―
その他	51,165	7,739	11,562	10,272	14,933	44,506	6,659	―

5　特別区及び大阪府への承継の姿

②　財産の承継内訳（続き）

（億円）

	総額	特別区					大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	小計		
普通財産等	3,411	697	705	1,075	934	3,411	0	―
（不動産）	100.0%	20.4%	20.7%	31.5%	27.4%	100.0%	0.0%	―
うち土地（件数）	432件	79件	90件	167件	96件	432件	0件	―
	100.00%	18.3%	20.8%	38.7%	22.2%	100.0%	0.0%	―
（面積）	156ha	28ha	67ha	38ha	23ha	156ha	0ha	―
	100.0%	17.9%	42.9%	24.4%	14.7%	100.0%	0.0%	―
うち建物（件数）	156件	43件	34件	42件	37件	156件	0件	―
	100.0%	27.6%	21.8%	26.9%	23.7%	100.0%	0.0%	―
（面積）	39ha	4ha	4ha	11ha	20ha	39ha	0ha	―
	100.0%	10.3%	10.3%	28.2%	51.3%	100.0%	0.0%	―
うち工作物（件数）	429件	74件	173件	135件	47件	429件	0件	―
	100.0%	17.2%	40.3%	31.5%	11.0%	100.0%	0.0%	―
物品	493	36	36	36	36	143	349	―
	100.0%	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%	29.0%	71.0%	―
（件数）※1	6,144件	873.5件	873.5件	873.5件	875.5件	3,496件	2,648件	―
	100.0%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	56.9%	43.1%	
大阪城天守閣	16	0	0	0	0	0	16	―
消防	276	0	0	0	0	0	276	―
その他	201	36	36	36	36	143	57	―
動産	51件	23件				23件	28件	―
物権	27,370㎡	0	0	79㎡	0	79㎡	27,291㎡	―
無体財産権	12件	3件	3件	3件	1件	10件	2件	―

5　特別区及び大阪府への承継の姿

②　財産の承継内訳（続き）

（億円）

	総額	特別区					大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	小計		
株式	7,249	1,719	1,719	1,719	1,719	6,875	374	―
	100.0%	23.7%	23.7%	23.7%	23.7%	94.8%	5.2%	―
（件数）※1	28件	4.5件	4.5件	4.5件	4.5件	18件	10件	―
	100.0%	16.1%	16.1%	16.1%	16.1%	64.3%	35.7%	―
港湾関係	310	0	0	0	0	0	310	―
高速道路関係	30	0	0	0	0	0	30	―
ＭＤＣ関係	34	0	0	0	0	0	34	―
その他	6,875	1,719	1,719	1,719	1,719	6,875	0.02	―
出資による権利	2,941	19	19	19	19	76	2,865	―
	100.0%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	2.6%	97.4%	―
（件数）※1	58件	11.7件	11.7件	11.7件	11.7件	47件	11件	―
	100.0%	20.2%	20.2%	20.2%	20.2%	80.7%	19.3%	―
大阪公立大学	1,091	0	0	0	0	0	1,091	―
産技研・医療系機関等	133	0	0	0	0	0	133	―
高速道路関係	1,315	0	0	0	0	0	1,315	
博物館	325	0	0	0	0	0	325	―
その他	76	19	19	19	19	76	0.3	―

5　特別区及び大阪府への承継の姿

②　財産の承継内訳（続き）

（億円）

	総額	特別区					大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	小計		
債権	1,369	176	175	187	177	716	653	―
	100%	13%	13%	14%	13%	52%	48%	―
（件数）※1	51件	6.5件	7.5件	12.5件	10.5件	37件	14件	―
	100%	13%	15%	25%	21%	73%	27%	―
大阪公立大学	51	0	0	0	0	0	51	―
港湾関係	162	0	0	0	0	0	162	―
ＡＴＣ等関係	179	0	0	12	0	12	167	―
その他	977	176	175	175	177	704	273	―
基金	9,274	828	944	900	1,150	3,823	5,451	―
	100%	9%	10%	10%	12%	41%	59%	―
（件数）※1	43件	9.2件	9.2件	10.2件	8.4件	37件	6件	―
	100%	21%	21%	24%	20%	86%	14%	―
大阪港振興基金（港湾寄附金分）	3	0	0	0	0	0	3	―
財政調整基金	2,857	505	684	655	846	2,689	168	―
公債償還基金	5,278	0	0	0	0	0	5,278	―
介護給付費準備基金（広域連合分）	93	93	0	0	0	93	0	―
その他	1,043	230	260	245	304	1,041	2	―

※1　「物品」、「株式」、「出資による権利」、「債権」、「基金」の件数のうち、1つの財産を複数の承継先に分配しているものについては、小数点以下第1位まで表示

5　特別区及び大阪府への承継の姿

(4)特別区別の試算

債務

③　債務の承継内訳

（億円）

債務負担行為

	総額	特別区					大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	小計		
一般会計	6,612			4,430		4,430	492	1,689
政令等会計	87			7		7	80	—
（うち広域連合分）	(1)	(1)	－	－	－	(1)	－	—

※ 債務負担行為については、現時点では、どの特別区の事業であるか特定できないため一括して記載

（参考）

準公営企業会計	7,389	－	－	－	－	－	7,389	—
公営企業会計	2,446	－	－	－	－	－	2,446	—
全会計合計	16,533			4,437		4,437	10,406	1,689

地方債

	総額	特別区					大阪府	その他
		淀川区	北区	中央区	天王寺区	小計		
一般会計	19,978	－	－	－	－	－	19,978	—
政令等会計	227	5	5	5	5	19	209	—

（参考）

準公営企業会計	6,474	－	－	－	－	－	6,474	—
中央卸売市場	451	－	－	－	－	－	451	—
港営	1,634	－	－	－	－	－	1,634	—
下水道	4,389	－	－	－	－	－	4,389	—
公営企業会計分	890	－	－	－	－	－	890	—
全会計合計	27,569	5	5	5	5	19	27,550	—

（参考）大阪市債の現状～金融市場の秩序維持の必要性～

R6年度末
大阪市債残高

R6年度末
公債償還
基金残高

全会計
2兆7,569億円

うち一般会計
（1兆9,978億円）

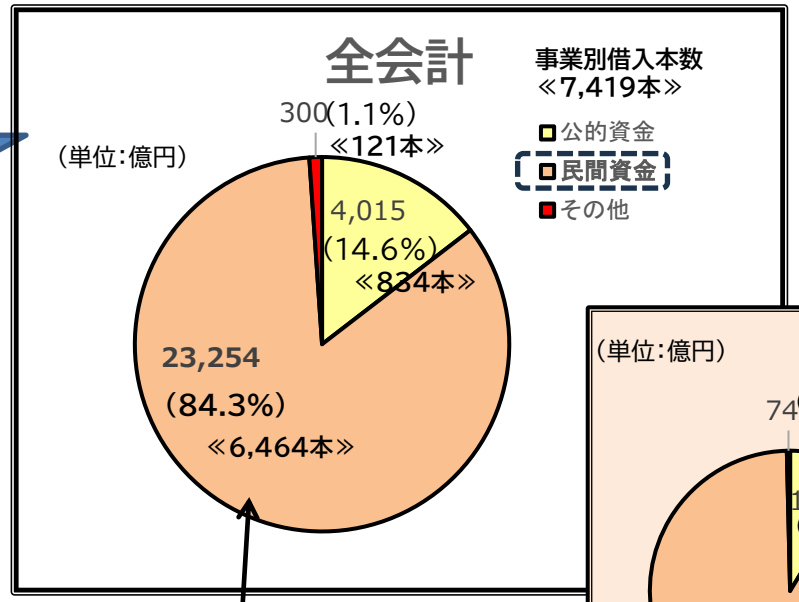
償還財源

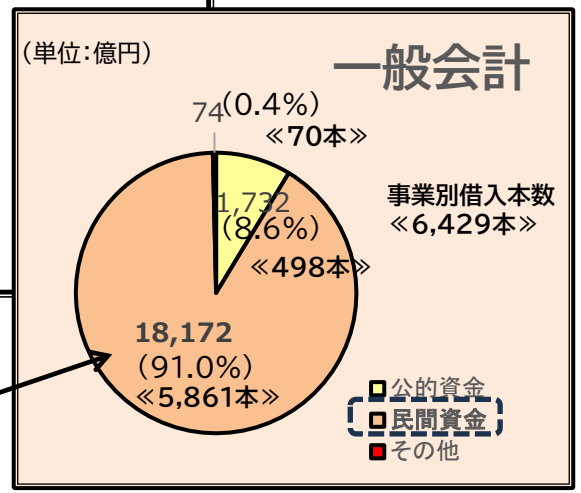
基金残高控除後
市債残高
（2兆2,291億円）

基金残高※
5,278億円

※R7年3月末時点

地方債資金借入先





市債の**約8割**は民間等資金
（一般会計では約9割）

（参考）大阪市債の現状～会計・借入先別地方債残高～

大阪市　借入先別地方債残高

（単位：億円）

会計別		令和6年度末残高	公的資金					民間等資金			その他				備考欄
				財政融資資金	地方公共団体金融機構借入金	簡易生命保険資産借入金	郵便貯金資産借入金		市場公募債	銀行等引受債		共済組合等	国庫借入金	府借入金	
一般会計		**19,978**	**1,732**	1,011	646	74	0	**18,172**	12,292	5,880	**74**	8	67	0	
特別会計		**7,591**	**2,283**	1,121	906	256	0	**5,083**	4,387	696	**225**	206	19	0	
政令等	食肉市場事業会計	**206**	**62**	0	62	0	0	**144**	121	23	**0**	0	0	0	
	駐車場事業会計	**2**	**0**	0	0	0	0	**2**	2	0	**0**	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉貸付資金会計	**19**	**0**	0	0	0	0	**0**	0	0	**19**	0	19	0	国庫：母子父子寡婦福祉貸付資金
準公営企業	中央卸売市場事業会計	**451**	**77**	29	48	0	0	**374**	338	37	**0**	0	0	0	
	港営事業会計	**1,634**	**12**	11	1	0	0	**1,417**	1,217	200	**205**	205	0	0	
	下水道事業会計	**4,389**	**1,641**	787	598	256	0	**2,748**	2,312	436	**1**	1	0	0	
公営企業	水道事業会計	**889**	**491**	293	198	0	0	**397**	397	0	**1**	1	0	0	
	工業用水道事業会計	**1**	**1**	1	0	0	0	**0**	0	0	**0**	0	0	0	
合計		**27,569**	**4,015**	2,132	1,553	330	0	**23,254**	16,678	6,576	**300**	214	85	0	

※ R6年度決算ベース
※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある

参考資料

資料名	ページ
（参考） 承継の考え方[補足]・主な承継内容	財産-30

（参考） 承継の考え方[補足]・主な承継内容

(1)行政財産の承継

- ◆ 副首都機能の整備や住民サービスの提供などの行政目的の達成のため、直接の物的手段として使用されるもの
- ◆ 普通財産のうち、福祉施設、子育て施設など行政目的をもって貸付け、住民サービスに供している財産
- ◆ 著作権・商標権の無体財産権は、特定の事務の目的を達成するために得たもの　など

（承継ルールの考え方）

- ◆ 副首都・大阪の行政目的達成に向け、新たな広域自治体（大阪府）と特別区の、**事務分担に基づいて、所在特別区又は大阪府に承継**
- ◆ 無体財産権は、関連する事務と密接不可分であるため、**事務分担に基づいて、財産に関係する特別区又は大阪府に承継**

承継における留意すべき事項

項目	承継方法	備考
受益、利用範囲が複数の特別区に広がるものや、市内に一ヶ所しかない施設　（例）市本庁舎、大阪国際交流センターなど	施設等の所在する特別区に承継	共同利用が必要な場合は、関係特別区間で協議・調整
特別区と大阪府に区分される事務の双方に利用されている施設 （例）都島センタービル、此花会館、あべのフォルサ　など	主たる事務に紐づく特別区又は大阪府に承継（特別区の場合、施設等の所在区へ承継）	関係特別区と大阪府で協議・調整のうえ共同利用

承継先を整理

（参考） 承継の考え方[補足]・主な承継内容

(1)行政財産の承継

承継ルールの考え方より

承継先を整理

【土地・建物・工作物・動産・物権・無体財産権・物品】

財産区分	特別区	大阪府
	承継する財産	承継する財産
不動産 （土地・建物・工作物）	区役所、学校等 市営住宅、公園、スポーツセンター 斎場、霊園　など	大阪府の事務分担と密接不可分な財産（消防、港湾） 広域公園（大阪城公園、長居公園、鶴見緑地ほか） 集客施設（ATC、インテックス大阪）、府道、こども本の森中之島、デザイン教育研究所、中央卸売市場南港市場、大阪鶴見花き地方卸売市場
動産（船舶、浮標、浮さん橋、航空機）	渡船・河川事業にかかる浮さん橋、船舶	港湾・消防事業にかかる浮桟橋、浮標、船舶、消防艇、消防用ヘリ
物権（地上権）	市民等利用施設にかかる地上権	港湾・海岸事業にかかる地上権
無体財産権	区役所マスコットキャラクターにかかる商標権　など	大阪府市エネルギー戦略の提言にかかる著作権 とんぼりリバーウォークにかかる商標権
物品	不動産の特別区に承継する財産にかかる備品、事務機器、車両　など	美術品、消防、港湾、市場事業にかかる備品、事務機器、車両　など

（参考） 承継の考え方[補足]・主な承継内容

(2)普通財産等の承継

◆ 普通財産等は、行政目的達成に直接使用される要素は薄く、主に経済的価値の発揮に着目

（承継ルールの考え方）

◆ 特別区の設置に当たり、**特別区に承継することを基本とする**
◆ 例外として、大阪府に承継するものは、事務分担に基づくものや債務承継に伴うものなど、大阪府が担う役割と密接不可分なものに限定

承継先を整理

【土地・建物・工作物・株式・出資】

財産区分	特別区		大阪府	
	考え方	承継する財産	考え方	承継する財産
不動産（土地・建物・工作物）	**・所在特別区** ・地域の実情に合った活用方法等を住民自らが身近なところで決定できるようにするため	区役所、学校等跡地 市民交流センター跡地 市営住宅跡地 など		ー
株式	**・特別区数による均等割 ※** ・株式の活用、処分の方針を住民自らが身近なところで決定できるため ・法人の経営に関する権利は、必ずしも一括保有して従来の地位を確保する必要のないものが多いため	関西電力(株)株式 関西高速鉄道(株)株式 大阪市高速電気軌道(株)株式 関西国際空港土地保有(株) (株)大阪城ホール株式 (株)大阪市開発公社株式 財団法人への出資、出捐 など	大阪府の事務分担と密接不可分なもの	(株)湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター(株) クリスタ長堀(株)、(株)大阪港トランスポートシステム (株)日本宝くじシステム、阪神高速道路(株)、 阪神国際港湾(株)、大阪港埠頭ターミナル(株)、 大阪港埠頭(株)、本州四国連絡高速道路(株)
出資による権利	※大阪市高速電気軌道株式会社の株式は、大阪市民が築き上げてきた貴重な財産であり、特別区数による等分により各特別区が承継する。ただし、特別区設置の日の前日までに、総合的な都市交通政策の事務を担う大阪府に売却する株式は除くものとする。			(独法)日本高速道路保有・債務返済機構、 (社福)大阪社会医療センター、(地独)天王寺動物園 (地独)大阪健康安全基盤研究所、公立大学法人大阪 (地独)大阪市博物館機構、(地独)大阪産業技術研究所 (地独)大阪市民病院機構、(一財)みなと総合研究財団、 (一財)港湾空港総合技術センター、 大阪湾広域臨海環境整備センター(港湾分)

（参考） 承継の考え方[補足]・主な承継内容

【債権】

財産区分	特別区		大阪府	
	考え方	承継する財産	考え方	承継する財産
債権 （貸付金・保証金）	**・個人向け貸付金** 【債務者割】 ・住民との関係が直接的であり、個々の実情に応じた債権管理を行う必要があるため、区内の債務者数や債務額に応じて配分	緊急援護資金貸付金 大学奨学金貸付金 など	大阪府の事務分担と密接不可分なもの	公立大学法人大阪貸付金 地方独立行政法人大阪市民病院機構貸付金 夢洲コンテナターミナル株式会社貸付金 阪神国際港湾株式会社貸付金 消防職員災害待機宿舎保証金 アジア太平洋トレードセンター株式会社保証金 大阪港埠頭株式会社貸付金 大阪市食肉市場株式会社貸付金
	・法人向け貸付金 【特別区数割】 ・住民との関係が、間接的であるため、各特別区に均等に配分 **・保証金** ・賃借施設等の所在特別区	大阪外環状鉄道株式会社貸付金 関西国際空港土地保有株式会社貸付金 賃借施設にかかる入居保証金(敷金) など	損失補償の管理主体となる大阪府に承継	株式会社湊町開発センター貸付金 クリスタ長堀株式会社貸付金 アジア太平洋トレードセンター株式会社貸付金

（参考） 承継の考え方[補足]・主な承継内容

【基金】

財産区分	特別区		大阪府	
	考え方	承継する財産	考え方	承継する財産
基金	**人口割等客観的な指標により配分** ・各特別区に均等又はサービスの対象層の方の人口などで配分	大阪市元気づくり基金 大阪市教育振興基金 大阪市社会福祉振興基金 大阪市男女共同参画施策推進基金 災害救助基金 大阪市財政調整基金（MDC, ATC, クリスタ長堀の損失補償相当額を除いた後の額）　など 《中央区（近隣特別区）》 大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金	大阪府の事務分担と密接不可分なもの	大阪港振興基金（港湾寄附金分） 大阪市産業経済振興基金（大学寄附分） 都市整備事業基金（駐車場事業会計分） 心身障害者扶養共済基金
			健全な財政運営に資することを目的として積み立てられた資金であり、将来の損失補償の債務への引当てとして管理	大阪市財政調整基金 （MDC,ATC,クリスタ長堀の損失補償に相当する額）
	基金による事業が特定区のみを対象としているもの	《北区（現北区）》 大阪市地域活性化事業基金 《中央区（現港区）》 大阪港振興基金の一部　など	大阪市債の償還財源の一部として、市債の承継先に承継	公債償還基金

▶ （基金等の現金について）

◇ 現金は特別区に配分することを基本
◇ 配分方法については、税源の所在特別区、使用料・手数料は該当施設の所在特別区など、基本は、現金の目的・内容に応じて特別区に配分する
◇ 歳入歳出外現金は徴収の目的に応じて、特別区又は大阪府に承継する
（例）・市営住宅敷金・・・市営住宅の運営事務は各特別区に承継されるため、敷金も各特別区へ
・契約保証金 ・・・個々の契約の承継先に応じて承継

（参考） 承継の考え方[補足]・主な承継内容

（3）債務の承継（基本的な考え方）

○ 特別区の設置に当たり、各特別区が新たに負担する債務は、各特別区が履行、償還
○ 一方で、特別区の設置の日前の大阪市の債務については、債権者の保護に配慮しながら、履行、償還の責任を果たしていく必要

◆承継に際しては、債務の内容によって異なる対応を検討する必要
・工事請負契約などの確定債務は、各事業との関係が密接不可分　　・損失補償は、関係金融機関に対する与信の維持が重要
・地方債については、市場公募債の取扱いをはじめ、特有の課題を踏まえた対応が必要
◆債務の内容、債権者保護の必要性などを踏まえ、「債務負担行為」や「地方債」の区分に応じて承継先を整理

債務負担行為の承継

◆ 債務負担行為は、議決を経た予算に基づき、債務を負担することとしたもの　⇒　特別区設置後も、承継先を明確にして、債務を履行する必要
◆ 「確定債務」と「偶発債務」に区分し、承継ルールを整理

① 確定債務の取扱い（承継ルールの考え方）

◆ 債務負担行為に基づく契約等は、各事業と密接不可分であることから、**事務分担に基づいて、特別区又は大阪府に承継**
◆ 複数の特別区にまたがるものについては、例えば工事区間延長や経費積算などにより、関係特別区の負担割合をあらかじめ確定

② 偶発債務の取扱い（承継ルールの考え方）

◆ 事務分担に対応して承継すべきものを除き、大阪府に一元化して承継することを基本とする　財産-12（連帯債務）、財産-15（損失補償）参照

地方債の承継（承継ルールの考え方）

◆ 債権者保護の観点から、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする　　財産-12参照
（ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還）

（参考） 承継の考え方[補足]・主な承継内容

債務負担行為[確定債務]の承継先

（項目・金額は、R8年度大阪市当初予算による） （単位:億円）

項 目	R8年度以降 支出予定額	事務分担に基づく承継先	承継基準
◆一定期間経常的に実施する事業			
家賃対策補助・利子補給など助成事業	44	各特別区	対象者等に応じた所要額
省エネルギーサービス（ESCO）事業	64	各施設を所管する団体 （特別区又は大阪府）	
基幹事務系システムに関する契約 （税務、総合福祉、住民基本台帳など）	95	現行業務を承継する特別区	
上記以外のシステムに関する契約	837	現行システムを承継する特別区又は大阪府	
施設管理運営委託・複数年の委託・役務	869	現行業務を承継する特別区又は大阪府	
◆投資的事業の経費を割賦負担するもの			
市内府営住宅の移管に伴う資金の償還	410	所在特別区	各事業の償還所要額
◆投資的事業			
市庁舎・市営住宅等建設・改修工事	876	所在特別区	各工事契約の所要額
街路・橋りょう・共同溝・公園整備等	1,742	対象施設の所管団体 （特別区又は大阪府）	各工事契約の所要額
スポーツ施設・国際交流センター等共同利用施設	457	現行業務を承継する特別区又は大阪府	
消防庁舎建設工事等	18	大阪府	
市立大学学舎整備助成	20	大阪府	
校舎建設工事	1,173	対象校を所管する特別区	各工事契約の所要額